<i>i</i>	``												
受付	†印 ⁻ /		年	∄ F	日住所又は別	f在地		(電影	舌)			
千葉県 中央県税事務所長 様				氏名又は: 及び代表者					(fi)				
					個人番号 法 人 番								
				更	正 請	7	求 書						
地方科	总法第2	20条の9の	<i>/</i> U	第1項 第2項	の規定によ	り、次	のとおり	更正の請求	をします。				
税目			県民和	说利子害			期別	ſ	年	月分			
区	分				申告	-	更正	決定					
請求事由の)発生	所 在 地											
した営業		名		尔									
区	分	種類	更 正 前		íj (l)		更 正 後 ②		差引額	1)-2			
年月			課税標準等		税額等	課税	標準等	税額等	課税標準等	税額等			
年	月分				円			円		円			
年	月分												
年	月分												
計													
更正の請求の理由及び 当該請求をするに至った 事情の詳細その他 参考となるべき事項													
還付先	()銀行・信金・信組・農協 ()支店											
. –	普	普通・当座・別段 口座番号 ()											

県民税利子割更正請求書の記載例

規則第三十一受付印	七号様式	その一	提出日郵送の記	場合は消印日	と一致			7	
		平成28年10	月1日 住	1日 住所又は所在地 千葉市中 (電			- 9 — 1 -0312)	押印を忘れずに!	
千葉県	中央県税事	務所長	· 及· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	名又は名称 び代表者氏名	なのはフ	は銀行中央支店		平成28年1月から、法人番号 (13桁)の記載が必要となりま	
				制人番号又は 去 人 番 号	Δ000	0000000			
		更					中途	納期限より5年以内⇒第1項 解約より2ヶ月以内⇒第2項	
地方棿法第	第20条の9		第 <u>1</u> 項 の 第2項)規定により、 <i>が</i> 	てのとおり更」	上の請求をしまっ	f	当初申告に減額更正する場合 ⇒領収証書を添付・申告	
税目	税 目 県民税利子割			期 別 甲告 更正		年	月分	ば額更正又はマル優無効分等 エエキ 買いた マンス 担 今	
区分		更正を既に行っている場合 ⇒更正通知書を添付・更正							
請求事由の発生 した営業所等	所名			央区長洲1-				た定処分を受けている場合	
区分	名	称	なのはな	銀行中央支品			$\overline{}$	⇒決定通知書を添付・決定	
	種類	東 正 課税標準等	前 ① 税額等	要 正 課税標準等	後②税額等	差 引 額 課税標準等	① - ② 税 額 等	期別 種類 領収証書と一致	
年月	組 行 類	味饱保毕等	优假等	味忧保华等	7% 銀 等		优 独 等	更正前①丿	
平成28年1月分	銀 行 預金 利 子	25, 123, 456	1, 234, 567	25, 112, 956	1, 234, 042	10, 500	525	■ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ り額①-②の課税標準額/税額	
平成 年 月分								⇒誤って支払った支払額/税額	
平成 年 月分	AD (2) 27							を添付資料に基づき算出 中間利息(税) - 解約利率(税)	
計	銀 行 預 金 利 子	25, 123, 456	1, 234, 567	25, 112, 956	1, 234, 042	10, 500	525	H171111 (DU) /H17111 (DU)	
更正の請当な事情が表す。 東正のが当に詳さたので当に詳されるするにのでもに詳して知るなる。 東正のが当に詳される。 で当に詳される。 でもある。 でも、でも、でも、でも、でも、でも、でも、でも、でも、でも、でも、でも、でも、で	既 に !! に 伴 !! (なのは	支払ったい、預金	こ中間打 を者かい信金・付		頂より小	さくなっ を受けた) 支店	たこと	更正前①-差引額①-② 理由を明記! 還付先を忘れずに!	
小牡传刊 2. 笔	の目民裕				1.7. dol. 🔿			<u></u>	
公社債利子等6)県民税 Q税額計算書(2	写)		県民税利 領 収 訂	子割公正書公	千葉県中央県	税事務所特義	県・ 営 所在地及び名称	
種 レ 02 03 04	特定公社債以外 銀行預貯金利子 銀行以外の金融 利子 勤務先預金等の 合同運用信託の	機関の預貯金)利子	0	6 公社債投資信託の外の 情投資信託以外の 7 郵便貯金利子 8 国外公社債等の利 財形貯蓄契約に負 等の差益	0収益の分配 削子等	1 1 1 1	1 月分 別徽収 日提出	なのはな銀行中央支店 (世当者) 千葉 (電話) 043-224-0312	
区課	分税		払 額	税	額 1 994 567	支払金納税		25, 123, 456	
	· ・外国法人		5, 123, 456 123	_	1, 234, 567	納 税		1, 234, 567	
税と		13	4, 567		1 994 507	額合	計 04	1, 234, 567	
(5%超页)理由)	14 25	5, 128, 146)	1, 234, 567	上記のとおり領収	しました。	領 収 日 付 イ 出納済 H28.2.10 なのはな	